

調整給付金(不足額給付)申請書

調整給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)	
大村市長	様



【本様式での申請が可能な方(例)】
令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額ともに定額減税前税額が0円の方、かつ、令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していない方であって、
・青色事業専従者 又は 事業専従者の方
・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

下記の支給要件に該当する場合、上限4万円(※)が支給されます。

- ① 支給要件に該当しなかった場合は、調整給付金(不足額給付)は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には、3万円が支給されます。

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たす必要があります。

・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していない。

・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していない。

・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(令和5年11月29日付け府地創第327号)に規定する地域の実情により、やむを得ないと内閣府が認める者に該当している。

- ② 調整給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査するため、住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。

1. 申請者

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
	大正・昭和・平成	
	年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】(原則、同一世帯の構成員又は法定代理人)

代理人	(フリガナ)	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名			
			大正・昭和・平成	
			年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付)申請書の提出を委任します。			本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込先口座の指定（※普通預金に限ります。）

以下のいずれか1つのチェック 欄（□）にレを入れてください。

- ☐ ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振り込みを希望します。
(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ②下記の口座への振り込みを希望します。
(通帳等の写し(コピー)を添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
	本・支店 本・支所 出張所	普通		

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	分類	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※「1. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1	普通		

提出書類

- ☐ 『調整給付金(不足額給付)申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。

☐ 誓約・同意事項(表面中段)
☐ 申請者(又は代理人)の氏名など(表面下部)
☐ 振込口座(裏面上部)
☐ 署名(裏面下部)
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 又は 確定申告書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 又は 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』
※ 青色事業専従者又は事業専従者の方のみご注意ください。
- ☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 又は 課税証明書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
この書類は、令和6年1月2日以降に当市に転入された方のみご注意ください。
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。代理による場合は、代理人の本人確認書類も添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込先口座の指定」で②をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。
- 《該当者のみ》

☐ その他確認書類
・代理人が成年後見人、代理権付与の審判がなされた補佐人及び補助人の場合は、登記事項証明書(発行日から3か月以内)の写し(コピー)を添付してください。
・別世帯のご親族の方が代理申請する場合は、親族関係を証明する戸籍謄本(発行日から3か月以内)を添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

下記の本人確認書類のうち、いずれか1つの写し（コピー）を貼付してください。

- ・運転免許証 ・健康保険証 ・マイナンバーカードの表面（顔写真付の面）
- ・年金手帳 ・介護保険証 ・パスポート 等

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類の写し（コピー）を貼付

振込先金融機関口座確認書類

「2. 振込先口座の指定（※普通預金に限ります。）」の②に記入した口座への振込を希望される場合は、下記の口座確認書類のうち、いずれか1つの写し（コピー）を貼付してください。

口座確認書類（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる部分）の写し（コピー）

- ・通帳（表紙をめくった見開き部分）
- ・キャッシュカード
- ・ネット銀行は、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる画面

※ 公金受取口座を振込先口座に指定された場合、口座確認書類の写し（コピー）の貼付は不要です。